

市立貝塚病院の理念を新たに 地域住民を 「守る」から「支える」へ



堀3丁目10-20 ☎072-422-5865

当院は「大阪府がん診療拠点病院」に
指定されています

令和4年1月より病院の指針となる理念と方針を変更。
「患者の権利」に解説を加え「患者の義務」も明示しています。

市立貝塚病院はこれまで、急性期病院として質の高い最新の医療の提供を第一に掲げてきました。一方、令和2年10月には、急性期医療から在宅療養へ橋渡しをするための『地域包括ケア病棟』を開設。超高齢社会を迎え、地域全体で患者様やご家族を支える【地域包括ケアシステム】の円滑な実践に向け、新たなステップを踏み出しています。新しい方針では、3.に在宅支援が、4.に地域包括ケアの推進が新たにうたわれています。

これまでの理念「地域住民を守る良質な医療の提供」は、病気を治療することで地域住民の健康を守るという、患者様や病気に視点を置いた思考でした。新たな理念の「支える」では、その視点を地域へと広げています。例えば、当院の認定看護師による介護施設やかかりつけ病院の教育サポートなど、看護師の院外活動も計画。患者様やご家族だけでなく、介護・医療機関も含め、地域を支えるために尽力する市民病院をめざしていきます。

理 念

地域住民を支える良質な医療の提供



方 針

1. 地域の中核病院として、住民の方々の健康を守ります。
2. 常に技術の研鑽に努め、高度な医療の提供により、病気の早期発見・治療の充実をめざします。
3. 急性期医療に加え、緩和ケア、在宅支援など、地域の医療機関との連携を密にし、地域の中で信頼される病院をめざします。
4. 住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしく暮らし続けることができる「地域包括ケア」の推進に努めます。
5. すべての職種が協働して治療に取り組むチーム医療を実践します。
6. 合理的で健全な経営を推進し、職員一人ひとりが働き甲斐のある環境を整備します。

患者の権利

1. 質の高い医療を平等に受ける権利
 - ・良質な医療を(国籍・人種・宗教・年齢・性別・病気の種類等によって)差別されることなく公平に受ける権利があります。
2. 尊厳とプライバシーが保たれる権利
 - ・一人の人間として尊重され、尊厳をもってその生を全うする権利があります。
 - ・いかなる場合も個人情報やプライバシーが守られる権利があります。
 - ・意識がない、あるいは判断能力を欠く場合であっても他の患者と同等の権利が保障されるよう、代諾者に決定を委ねる権利があります。
3. 診療内容の説明を受け自ら治療方法を選択する権利
 - ・十分な説明を受けた後で、自らの意思で検査や治療方法を決定する権利があります。
 - ・自らが決定した医療行為について、ご自身の意思で変更・中止する権利があります。
 - ・ご自分の治療についてセカンドオピニオンを受ける権利があります。
4. 診療情報の提供を受ける権利
 - ・医療費の明細、医療費の公的援助に関する情報を含む、自らの診療に関する情報を知る権利があります。
 - ・疾病の予防および早期発見についての手法や保健サービスの利用を含めた、健康教育を受ける権利があります。

患者の義務(守っていただきたいこと)

1. 自らの過去の病歴を含む健康に関する詳細な情報、診療中の変化を詳しく正確に伝えてください。
2. 治療や検査などの診療方針について、自らの希望があればそれを明らかにし、医療者からの方針の説明があった場合には、十分理解することに努めた上で、できるだけ明確な意思表示をする義務があります。(理解・合意ができない場合は、その旨をはっきりとお伝えください)
3. 医療が安心かつ効果的に実施されるよう、患者確認を含めた診療行為に積極的に参加する義務があります。
4. 病院内では、当院の規則および公共の場のルールを守って他者の迷惑にならないよう行動する義務があります。(規則違反があった場合には、状況により診療をお断りします)
5. 医療費の支払いの請求を受けたときには、速やかに支払う義務があります。

市立貝塚病院では、患者と医療従事者とが協働し、個々の患者にとって最善の医療サービスが提供されることを目標としています。患者の権利を尊重することを前提として、患者の果たすべきことを明確にすることで、より良い医療の実現につながるものと考えます。患者が医学および倫理の側面から現実の医療で実行可能な範囲を知り、その中から自らの意思で方針を選択されたとき、私たち医療従事者はその期待に応えるための努力を惜しむことなく、医療サービスを提供します。